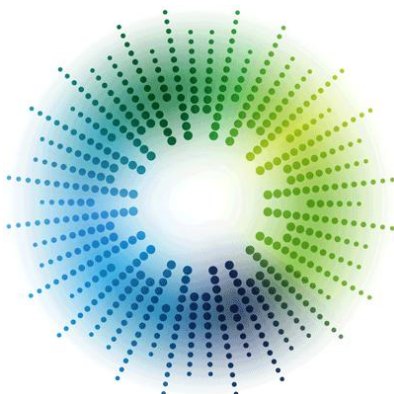




JSG ニュースレター

<Tax>

「産業創新条例」改正条文の適用期間が決定

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2026年9月30日付け華総一經字第11500094711号總統令により、[「産業創新条例」の改正条文](#)が公布されました。租税優遇措置の適用期間は、下表のとおりです。

条文	適用期間
第19条の1 (従業員向け株式報酬に係る課税繰延措置)	2027年1月1日～2029年12月31日
第23条の1 (リミテッド・パートナーシップ型ベンチャーキャピタルによるスタートアップ投資についての税制優遇措置)	2026年10月2日～2029年12月31日 (2025年1月1日から2029年12月31日までに において、リミテッド・パートナーシップ法（中国語：有限合伙法）に基づき新たに設立され、かつ本条に定める要件を満たすベンチャーキャピタル事業に適用)
第23条の2 (エンジェル投資家向け税制優遇措置)	2026年10月2日～2029年12月31日



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業恕信版權所有 保留一切權利